

トーマツ チャイナ ニュース 中国の投資・会計・税務情報

Vol.134 January 2014

Contents

投資情報

2014年3月1日より、改正「会社法」が施行

～授権登録資本金制度を導入、但し、実務的な影響は現時点では不明～ 2

税務情報

財政部及び国家税務総局が新たな増値税改革試験に関する通達を公布

デロイト中国発行「Tax Analysis」より 7

北京国家税務局が増値税改革試験におけるクロスボーダー 課税サービスの増値税免税管理弁法を公布

デロイト中国発行「Tax Newsflash」より 13

会計情報

「企業製品原価計算制度(試行)」の解説

～企業製品原価計算制度が2014年1月1日から適用～ 16

出版物:トーマツ チャイナ ニュース バックナンバー集発刊のお知らせ

『トーマツ チャイナ ニュース Vol.6/Apr.2012-Sep.2013』 21

本ニュースに基づいて、財務上の問題やビジネスの問題に影響があるような意思決定や行動をとられる場合は、下記の点を考慮した上で必ず当法人の専門家にご相談ください。

1. 本ニュースは、一般的な情報を提供するものであって、各利用者の具体的な事情に即した会計情報を提供するもの、或いは会計、税務、法律、投資、コンサルティングその他の助言やサービスを提供するものではありません。
2. 本ニュースに含まれている情報は、利用者の参考のためのみに供されるものです。
3. 本ニュースは、その作成後の状況変化等により時機に即していない可能性があります。

翻訳部分の表現については十分吟味していますが、日本語では本来の意味を表現できていない箇所のある可能性がありますので、ご利用に際しては原文をご確認くださいませようお願い致します。

発行人: 有限責任監査法人トーマツ 中国室
〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3-3-1 新東京ビル
電話: 03-6213-1075 / ファックス: 03-6213-1045
E-Mail: chinanews@tohmatu.co.jp

投資情報

2014年3月1日より、改正「会社法」が施行

～授権登録資本金制度を導入、但し、実務的な影響は現時点では不明～

2006年1月1日に「会社法」が改正され既に8年が経過しています。今般、全国人民代表大会常務委員会において2013年12月28日付で「会社法」が改正公布され、2014年3月1日より施行されます(以下“本改正”と表記)。本改正の12項目は主として最低登録資本金の撤廃及び授権登録資本金制度の導入の2点に集約されます(12項目の詳細は、表:改正条項一覧表を参照のこと)。

本改正では、登録資本金の実際の払込みや最低限度額については法律・行政法規及び国务院決定の別途規定に従う旨が定められる一方で、その他項目については、外商投資企業に対する現存制度と本改正の条項が整合しないまま並存している状態です。また、授権登録資本金制度の導入により従来の総投資額や投注差、出資検証などをどのように運用するのか等にも触れられていない為、今後の補足通達や各地方政府の実務運用を慎重に注視していく必要があります。

詳細は以下の通りです。

1. 最低登録資本金の撤廃

現在、施行中の「会社法」では、最低登録資本金は一人有限公司(すなわち単独の出資者(中国語:股東)により設立された企業)であれば10万人民元、複数の出資者による設立企業であれば3万人民元とされています。しかし、本改正により当該制限が撤廃されます。

但し、実務上は、現地法人を設立する際には、現行規定で要求される3万人民元以上や10万人民元以上よりも大幅に多額の初期投資が必要であり、当該規定はさほど影響を与えない状況です。

留意事項として、本改正では登録資本金の実際の払込みや最低限度額については、法律・行政法規及び国务院決定の別途規定に従う旨の定めがある為、外商投資性会社や外商投資株式会社などの企業形態の場合にはそれぞれ最低登録資本金3,000万米ドルや同3,000万人民元が維持されます。また外商投資リース会社や国際貨運代理会社など業種別規定により最低登録資本金が規定されている場合にも、引続き、それぞれ最低登録資本金に係る現行規定が適用されますので、注意が必要です。

2. 授権登録資本金制度の導入

本改正のもう一つの重要な変更点は、授権登録資本金制度の導入にあります。授権登録資本金制度とは、将来払込む予定の資本金総額、出資方式、出資期限等を定款に記載し、登記する制度です。しかし、従来の実収資本(実際の払込資金)に基づく登録資本金制度とは異なり、企業は実収資本の状況に変化があっても届出をする必要ありません。これに伴い、本改正項目には登録資本の実際の払込み、登録資本の最低限度額に対する取扱い(巻末表の項目番号3及び10を参照のこと)や、出資検証の提出義務や現物出資による出資制限の条文の削除が含まれるなど、多岐に亘ります。

留意事項として、本改正では授権登録資本金制度の導入後も、現行の総投資額と登録資本金間の資本充足比率の関係を維持するのか、その場合には登録資本金を授権登録資本金に読み替えるのか、或いは総投資額を抜本的に変更するのか等についても触れていません。

また総投資額から登録資本金を差し引いた投注差は、外商投資企業の海外からの資金調達限度額(外債登記枠)になっています。現行制度では、実際に払込まれた金額に応じて、外債登記が可能になりますので、授権登録資本金制度は投注差及び実際の外貨借入可能額にも影響を与えるものと考えられますが、現状において、どのように変化するのは不明です。

更に、現時点では出資検証の提出義務や現物出資による出資制限の条文の削除などの本改正項目と現行の外商投資関連通達において、整合性が取れていない条項も見られます。従前から「会社法」に対して、外商投資関連規定をどの範囲まで優先適用させるべきかについては議論の余地があると共に、実務的にも「会社法」の運用には各地方政府で異なる見解が示されることもあり、本改正後の運用においても、引続き注意が必要です。

このように、授権登録資本金制度は外商投資企業の現行制度にも多岐に亘り影響を及ぼすものと考えられる為、2014年3月までに補充通達等による制度や規定の明確化が強く望まれます。

一方において、もし補充通達等が公布されたとしても、その解釈や運用に地域差が生じる可能性も十分に考えられます。従って、今後、通達等の公布状況と各地方政府の実務運用を慎重に注視することが求められるでしょう。

【表:改正条項一覧表】

項目番号	本改正後の条項(下線は変更/追加箇所)	備考:改正点(下線は削除箇所)
1	<p>第七条</p> <p>法に従い設立された会社には、会社に対し会社登記機関より営業許可証が発行される。会社の営業許可証の発行日を、会社の成立日とする。</p> <p>会社の営業許可証には、会社の名称、住所、登録資本金、経営範囲、法定代表者の氏名等の事項を記載しなければならない。</p> <p>会社の営業許可証に記載されている事項に変更が生じた場合には、会社は法に従い変更登記を行い、会社登記機関が営業許可証を交換発行するものとする。</p>	<p>第七条 第二項の「<u>払込</u> <u>資本金</u>」との文言を削除し、左記の通り修正:</p>
2	<p>第二十三条</p> <p>有限責任会社を設立する場合、以下の条件に合致しなければならない。</p> <p>(一) 株主が法定の人数に合致していること</p> <p>(二) <u>会社定款の規定に合致する、全株主が引受けた出資額を有すること</u></p> <p>(三) 株主が共同で会社定款を制定していること</p> <p>(四) 会社の名称を有し、有限責任会社の要求に符合する組織機構が設置されていること</p> <p>(五) 会社の住所を有すること</p>	<p>第二十三条 第二項を左記下線部の通り修正:</p>

3	<p>第二十六条</p> <p><u>有限責任会社の登録資本金は、会社登記機関に登録された全株主が引受けた出資額とする。</u></p> <p><u>別途、法律、行政法規及び国务院決定による有限責任会社の登録資本金の実際の払込み、登録資本金の最低限度額に対する規定がある場合、その規定に従う。</u></p>	<p>第二十六条を左記下線部の通り修正：</p>
4	<p>第二十七条</p> <p>株主は、通貨をもって出資することができ、また、現物、知的財産権、土地使用権等の通貨によって評価することができかつ法によって譲渡できる非通貨財産を換価して出資することもできる。但し、法律、行政法規により出資としてはならないと規定されている財産についてはこの限りでない。</p> <p>出資とする非通貨財産は、評価・換価を行わなければならない、財産の実情に基づき、高く或いは低く評価・換価してはならない。法律、行政法規が評価・換価について規定している場合は、その規定に従う。</p>	<p>第二十七条 第三項の「<u>全株主の通貨出資金額は有限責任会社の登録資本の 30 パーセントを下回ってはならない。</u>」との文言を削除し、左記の通り修正：</p>
5	<p>(削除)</p>	<p>第二十九条の「<u>株主は、出資を払込んだ後、必ず法により設立された出資検査機構による出資検査を経て、かつ証明書の交付を受けなければならない。</u>」との文言を削除：</p>
6	<p>第二十九条</p> <p><u>株主が会社定款に規定する出資を引受けた後、全株主が指定する代表者又は共同で委託する代理人が、会社登記機関に会社登記申請書、会社定款等の文書を提出し、設立登記を申請する。</u></p>	<p>第三十条を第二十九条と改め、左記下線部の通り修正：</p>

7	<p>第三十三条</p> <p>有限責任会社は、株主名簿を備え付け、以下に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(一) 株主の氏名又は名称及び住所</p> <p>(二) 株主の出資額</p> <p>(三) 出資証明書の番号</p> <p>株主名簿に記載された株主は、株主名簿によって株主権利の行使を主張することができる。</p> <p>会社は、株主の氏名又は名称を会社登記機関に登録しなければならない。</p> <p>登記事項に変更が生じた場合は、変更登記手続を行わなければならない。登記又は変更登記を経ていない場合、第三者に対抗することができない。</p>	<p>第三十三条 第三項の「<u>及びその出資額</u>」との文言を削除し、左記の通り修正：</p>
8	<p>第五十九条</p> <p>1人の自然人は、1社のみの一人有限責任会社に投資設立することができる。当該一人有限責任会社が新たに一人有限責任会社を投資設立することはできない。</p>	<p>第五十九条 第一項の「<u>一人有限責任会社の登録資本金最低限度額は十万人民元とする。株主は、会社定款に規定される出資額を一括で払込まなければならない。</u>」との文言を削除し、左記の通り修正：</p>
9	<p>第七十六条</p> <p>株式会社を設立する場合、以下の条件に合致しなければならない。</p> <p>(一) 発起人が法定の人数に符合していること</p> <p>(二) <u>会社定款の規定に合致する、全発起人が引受けた株式資本総額又は募集した実際払込み株式資本総額を有すること</u></p> <p>(三) 株式発行、設立準備事項が法律の規定に符合すること</p> <p>(四) 発起人が会社定款を制定しており、募集方式により設立する場合には創立総会の決議を経ていること</p> <p>(五) 会社の名称を有し、株式会社の要求に符合する組織機構が設置されていること</p> <p>(六) 会社の住所を有すること</p>	<p>第七十七条を第七十六条と改め、第二項を左記下線部の通り修正：</p>

10	<p>第八十条</p> <p><u>発起設立方式により株式会社を設立する場合、登録資本金は、会社登記機関に登録する全発起人が引受けた資本総額とする。発起人が引受けた株式を全額払込むまでは、第三者に対して株式を募集してはならない。</u></p> <p>募集方式により株式会社を設立する場合、登録資本金は、会社登記機関に登録する実際に払込まれた資本総額とする。</p> <p><u>別途、法律、行政法規及び国務院決定に株式会社の登録資本金の実際払込み、登録資本金の最低限度額に対する規定がある場合は、その規定に従う。</u></p>	<p>第八十一条を第八十条と改め、第一項を左記下線部の通り修正：</p> <p>第三項を左記下線部の通り修正：</p>
11	<p>第八十三条</p> <p><u>発起設立方式により株式会社を設立する場合、発起人は、会社定款に規定されるその引受け株式を書面にて全額引受け、かつ会社定款の規定に基づき出資金を払込まなければならない。非通貨財産をもって出資する場合は、法によりその財産権の移転手続きを行わなければならない。</u></p> <p>発起人が前項の規定に従い出資を払い込まない場合は、発起人協議に従い違約責任を負わなければならない。</p> <p><u>発起人が会社定款に規定される出資を全額引受けた後、董事会及び監事会を選出しなければならず、董事会が会社登記機関に会社定款及び法律、行政法規により規定されるその他の文書を提出し、設立登記を申請する。</u></p>	<p>第八十四条を第八十三条と改め、第一項を左記下線部の通り修正：</p> <p>第三項を左記下線部の通り修正：</p>
12	<p>第一百七十八条</p> <p>会社は、登録資本金を減少させる必要がある場合、必ず貸借対照表及び財産明細表を作成しなければならない。</p> <p>会社は、登録資本金減少の決議を行った日から10日以内に債権者に通知し、かつ30日以内に新聞上で公告を行わなければならない。通知書を受領した日から30日以内、通知書を受領していない場合は公告の日から45日以内は、債権者は、会社に債務の弁済又は相応の担保の提供を請求する権利を有する。</p>	<p>第一百七十八条 第三項の「<u>会社の減資後の登録資本金は、法定の最低限度額を下回ってはならない。</u>」との文言を削除し、左記の通り修正：。</p>

税務情報

財政部及び国家税務総局が新たな増値税改革試験に関する通達を公布 デロイト中国発行「Tax Analysis」より

2013年12月4日に国務院が新たに鉄道運輸業及び郵便サービス業を増値税改革試験の適用対象にすることを決定したことを受け、財政部及び国家税務総局は12月13日に増値税改革試験に関する新しい通達(財税[2013]106号通達、“106号文”と略称)を公布した。遡及適用される一部の項目を除き、106号文は2014年1月1日より施行される。

106号文は、増値税改革試験が全国で実施される際、財政部及び国家税務総局が公布した増値税改革試験に関する通達(財税[2013]37号通達、“37号文”と略称)に取って代わるものである。37号文は2014年1月1日に廃止されるが、その中の多くの条項は106号文で踏襲されている。本 tax Analysis では主に、現行の政策に対する106号文による変更点について検討する。

106号文では、鉄道運輸業及び郵便サービス業が新たに増値税の課税対象に加わり、11%の税率を適用することが明らかにされた。また、6%の税率が適用される“集配サービス”という小区分が追加された。106号文は現行の増値税改革試験に関する政策の一部に変更を加えるものであり、これらの変更はファイナンスリース、国際貨物運輸代理などの業種に対し、一定の影響を与えるものと考えられる。

106号文のポイント

ファイナンスリース

条件に合致するファイナンスリース企業¹が有形動産ファイナンスリースサービスを提供する場合、受領した全ての対価及び価格外費用から一部の項目を控除した後の残額を売上額として、増値税額を計算する。下表の通り、37号文で控除が認められていた項目の一部が、106号文により変更される。当該変更は2013年8月1日に遡及して適用される。

控除が可能な項目		
106号文 ²		37号文
セール・アンド・リースバック ³	その他のファイナンスリース	
<ul style="list-style-type: none">賃借人から受領した有形動産対価の元本部分(賃借人が発行した発票をエビデンスとする)	<ul style="list-style-type: none">借入金利息の支払(外貨借入金と人民元借入金の利息を含む)債券利息の支払	<ul style="list-style-type: none">賃借人が負担する借入金利息(外貨借入金と人民元借入金の利息を含む)

¹ “条件に合致するファイナンスリース企業”には、中国人民銀行、銀行業監督管理委員会或いは商務部の認可を得てファイナンスリース業務に従事する試験対象納税者、商務部が授権した省級商務主管部門及び国家経済技術開発区の認可を得てファイナンスリース業務に従事し、かつ登録資本金が1.7億元に達する試験対象納税者が含まれる。

² 商務部が授権した省級商務主管部門及び国家経済技術開発区の認可を得てファイナンスリース業務に従事する試験対象納税者については、2013年12月31日までに登録資本金が1.7億元に達した場合、2013年8月1日より106号文で定められた控除項目が適用される。その他の場合、登録資本金が当該基準に達した翌月から適用される。

³ セール・アンド・リースバックとは、賃借人がファイナンス目的でファイナンスリース企業に資産を売却した後、当該資産のリースを受ける取引を指す。

<ul style="list-style-type: none"> 借入金利息の支払(外貨借入金と人民元借入金の利息を含む) 債券利息の支払 	<ul style="list-style-type: none"> 保険料 据付費用 車両購入税 	<ul style="list-style-type: none"> 関税 輸入段階の消費税 保険料 据付費用
---	--	---

106号文では、納税者がセール・アンド・リースバックのサービスを提供する場合、賃借人から受領した有形動産対価の元本部分について増値税専用発票は発行できないが、普通発票を発行することはできると定められている。

条件に合致するファイナンスリース業の一般納税者は、実際の増値税負担が3%を超える部分について即時徴収・即時還付政策の適用を受けることができる。実際の増値税負担は、実際に納付した税額が全ての対価及び価格外費用に占める比率により計算する。但し106号文では、当該政策について、2015年12月31日までの適用期限を設けている。

デロイトの見解

国家税務総局2010年第13号公告により、セール・アンド・リースバックにおいて、賃借人が賃貸人に資産を売却する取引には増値税が課税されない。従って賃借人は、賃貸人に対し増値税専用発票を発行できない。その結果、賃貸人であるファイナンスリース企業はリース対価の全額(元本及び利息を含む)に対して17%の増値税を納付しなければならず、賃貸資産の対価(即ち元本部分)に対応する仕入税額を控除することもできなかった。この取扱いに対してファイナンスリース業界は、セール・アンド・リースバックの本質はファイナンスであり、元本部分は増値税の課税標準に含めるべきではなく、もしそれを課税標準に含めるなら、ファイナンスリース業の増値税負担は大幅に増加することになると主張してきた。106号文では、全ての対価から元本部分の控除を認める形で、この問題の解決を図った。この政策の変更はファイナンスリース業界に歓迎されるものであろう。

但し、37号文において認められていた一部の控除項目(例えば、関税、輸入段階の消費税)が、106号文では控除項目として列挙されていない点にも留意すべきである。

なお、セール・アンド・リースバックにおける発票の発行に関しては、実務指針が明らかにされる必要がある。

国際貨物運輸代理

106号文では、国際貨物運輸代理に従事する一般納税者が、取得した全ての対価及び価格外費用から国際運輸企業へ支払った国際運輸費用を控除した後の残額を売上額として売上増値税額を計算することを認めている。

また106号文では、国際貨物運輸代理サービスを提供する納税者が増値税免税の適用を受けることも認めている。免税適用を受ける納税者が委託者から受領する全ての国際貨物運輸代理サービス収入、及び国際運輸事業者へ支払う国際運輸費用は、必ず金融機関を通じて決済しなければならない。また、委託者が発票を請求する場合、納税者は国際貨物運輸代理サービス収入について、委託者へ増値税普通発票を発行しなければならない。この免税規定は2013

年 8 月 1 日に遡って適用される。増値税専用発票を既に発行している場合、その専用発票を回収した後でなければ、免税の適用を受けることはできない。

デロイトの見解

国際運輸サービスには通常、ゼロ税率あるいは増値税免税が適用される。従って、国際貨物運輸代理サービスに従事する一般納税者は往々にして、提供を受けた国際運輸サービスに係る仕入税額の控除ができない。ゆえに、その増値税負担は売上税額の大小に左右されることになる。2013 年 8 月 1 日より前の段階では、国際貨物運輸代理サービスに従事する納税者は、106 号文に類似した取扱いを受けることができた。即ち、支払った一部の費用を受領した対価から控除した後の残額により売上増値税額を計算することが認められていた。しかし、このような取扱いは 37 号文で取り消された。そのため、国際貨物運輸代理業に従事する納税者は、受領した対価の全額に対して売上増値税額を納付することが必要となり、増値税負担が大幅に増加することになった。そして、顧客に増値税負担の増加分を転嫁するため、国際貨物代理サービスの価格が引き上げられるという現象も生じた。106 号文では改めて、支払った運輸費用を控除できる旨の規定を設けたことから、37 号文が国際貨物運輸代理業へ与えた負の影響を緩和または解消することが期待される。

国際貨物運輸代理業に従事する納税者は、免税の選択適用を検討することもできる。但し、国際貨物運輸代理サービスに従事する多国籍企業グループでは、頻繁な相互の内部取引が存在し、受領対価と支払対価を相殺する形で内部決済を行う可能性がある。このような処理を行っても、106 号文の免税規定における、対価は金融機関を通じて決済されなければならないという条件を満たすことになるのか否か、更なる明確化が待たれる。

郵便及び速達サービス

A. 郵便サービス

新たに増値税の課税対象となる郵便サービス業には 11%の増値税率が適用される。106 号文において、郵便サービス業は、中国郵政集团公司及び当該グループの郵政企業が提供する郵便基本サービス(例えば、郵便配達、郵便為替など)と定義されている。

B. 集配サービス

106 号文では、“一部の現代サービス業—物流補助サービス”の税目の下に“集配サービス”が追加され、6%の増値税率が適用される。集配サービスは、以下の三つのサービスに区分される。

- 収集サービスは、差出人から書簡及び小包を受領し、サービス提供者の所在地と同じ区域にある集配センターまで運ぶことをいう。
- 仕分サービスは、集配センターにおいて、書簡及び小包の分類を行うことをいう。
- 配送サービスは、サービス提供者が集配センターから書簡及び小包を同じ区域の受取人に配達することをいう。

デロイトの見解

現行の営業税の規定によれば、速達サービスは郵便業に該当し、3%の営業税率が適用される。しかしながら実務上、速達サービスは運輸などのその他の類似するサービスとの区別が難しく、各地の実務処理は必ずしも統一されていない。例えば、増値税改革試験の実施後において、郵電通信業者として引き続き 3%の営業税を納付している速達サービス企業もあれば、交通運輸業者として 11%の増値税を納付している企業や物流補助業者として 6%の増値税を納付している企業もある。

106 号文における郵便業の定義に基づき、中国郵政集团公司及び当該グループの郵政企業以外の企業が提供する速達サービスは、増値税改革試験の郵便業には該当しない。しかしながら当該サービス(特に異なる地域間での速達サービス)が、今回新たに設けられた集配サービスに該当するか否かについても検討する必要がある。異なる地域間での速達サービスは、交通運輸業(11%の増値税率)及び集配サービス(6%の増値税率)の組み合わせであるとみなされる可能性もあるが、そうであるとすれば、当該サービスに係る課税関係の複雑性は増すことになる。速達サービス業の税目の判定及び取扱いに関する更なる明確化が待たれる。

オフショア・アウトソーシング・サービス

106 号文の規定に基づき、オフショア・アウトソーシング・サービスに係る増値税免税は 2014 年 1 月 1 日から全国で適用されるようになり、また適用期限は 2013 年 12 月 31 日から 2018 年 12 月 31 日まで延長される。また 106 号文では、免税が適用できるオフショア・アウトソーシング・サービスを、リストの形式で列挙している。このことは、実務におけるオフショア・アウトソーシング・サービスの範囲に関する解釈の問題を解決する上で有益であると考えられる。

国際運輸サービスの航海用船、定期用船及びウェットリースサービス

国内の企業或いは個人が航海用船、定期用船或いはウェットリースサービスを提供する際、もし賃貸する輸送機器が国際運輸サービス(香港、マカオ、台湾の運輸サービスを含む)に用いられ、かつ申請者が一般納税者の身分及び国際運輸に関する資格を有しているならば、ゼロ税率の適用を受けることができる。106 号文は、上記の場合のゼロ税率が適用される主体(即ち、申請者)を変更した。当該変更は 2013 年 8 月 1 日に遡及して適用される。

	106 号文 申請者	37 号文 申請者
航海用船	賃貸人	賃借人
定期用船及びウェットリース -賃借人が国内の企業或いは個人	賃借人(当該輸送機器を利用し、その他の企業或いは個人に国際運輸サービスを提供する場合)	賃借人
定期用船及びウェットリース -賃借人が国外の企業或いは個人	賃貸人	賃借人

その他

A. 課税項目の追加

課税対象となる業種が追加されたほか、106号文では増値税改革試験の課税範囲に含まれるその他のいくつかの項目についても明確にしている。追加された主な課税項目は下表の通りである。

税目(増値税率)		追加項目
交通運輸業	陸上運輸サービス(11%)	鉄道運輸サービス
	航空運輸サービス(11%)	宇宙運輸サービス(宇宙船の打ち上げ)
郵便業	郵便普通サービス(11%)	郵便物の配達、切手の発行、新聞の発行、郵便為替、郵便物品の販売など
	郵便特殊サービス(11%)	
	その他の郵便サービス(11%)	
一部の現代サービス業	研究開発及び技術サービス(6%)	技術コンサルティングサービス—技術テスト、技術研修
	情報技術サービス(6%)	業務プロセス管理サービス—監査管理、税務管理、内部データ検索、内部データ管理、内部データ使用
	文化意匠サービス(6%)	設計サービス—オンラインゲーム設計
	物流補助サービス(6%)	<ul style="list-style-type: none"> • 航空サービス—航空研修 • 貨物旅客運送ステーションサービス—貨物梱包整理、鉄道に関するサービス項目など • 集配サービス
	検証コンサルティングサービス(6%)	コンサルティングサービス—翻訳サービス

B. 収入控除項目

i. サポート証憑

106号文では、一部の業種(例えば、国際貨物運輸代理サービス、旅客運輸ステーションサービス)の納税者は全ての受領対価及び価格外費用から特定の支払対価を控除した後の残額に基づいて増値税額を計算することができる旨を規定していることから、控除可能な対価に関する証憑についても、以下のような規定を設けている。

- 国内の企業あるいは個人に支払った対価については、発票を合法的かつ有効な証憑とする。
- 国外の企業あるいは個人に支払った対価については、当該企業あるいは個人の署名がある領収証を合法的かつ有効な証憑とする。領収書に疑義がある場合、税務機関は国外の公証機関の確認証明を提出するよう要求することができる。
- 支払った税金、政府性基金あるいは行政事業性の費用については、納付済み証憑、関連する財政領収書類を合法的かつ有効な証憑とする。

ii.2013年8月1日より前の段階での控除可能項目に関する経過措置

2013年8月1日より前の試験地域⁴において、特定の支払対価を控除した後の残額を売上額とすることが認められていた場合、未だ控除していない対価があれば、2014年6月30日まで引き続き売上額から控除することができる。但し引き続き控除が認められる対価は、2013年8月1日より前に発行された規定に合致する証憑により計算されるものに限られる。

C. 簡易課税方式

106号文では、一般納税者が簡易課税方式(税抜売上額の3%で納付増値税額を計算し、仕入税額を控除しない方式)を選択適用できるサービスとして、以下が追加された。

- 映画放映サービス
- 倉庫保管サービス
- 積卸運搬サービス
- 集配サービス
- アニメ企業が提供するアニメ制作及び関連サービス(例えば、設計、アフレコ、国内における著作権の譲渡など)(2017年12月31日まで適用)

D. 納税申告

固定業者である納税者の総機構と分支機構が同じ県(市)内にはないが、同じ省(自治区、直轄市、計画単列市)内にある場合、省(自治区、直轄市、計画単列市)の財政庁(局)及び国家税務総局の認可を得て、総機構が一括して総機構所在地の主管税務機関に増値税を申告納付することができる。

コメント

増値税改革試験に関する新しい通達である106号文には幅広い内容が含まれており、その重要性は言うまでもない。同通達にある新しい規定の多くは間もなく適用が開始されるため、各企業は速やかに以下の措置を講じる必要がある。

- 企業の生産経営及びサプライチェーンの状況をレビューし、106号文(とくに現行政策に対する変更点)により生じうる影響を評価する。
- 106号文の新しい規定を理解し、関連する優遇の適用申請を積極的に検討する。
- 新しい規定における不明確な点について、税務機関とコミュニケーションをとる。
- 今後の政策の動向について注意を払い、必要に応じて専門家のアドバイスを求める。

⁴ 試験地域には、北京市、天津市、上海市、江蘇省、浙江省、安徽省、福建省、湖北省、広東省を含む。

税務情報

北京国家税務局が増値税改革試験におけるクロスボーダー

課税サービスの増値税免税管理弁法を公布

デロイト中国発行「Tax Newsflash」より

北京市国家税務局は2013年11月25日、2013年第22号公告(以下“22号公告”)を公布し、増値税改革試験におけるクロスボーダー課税サービスの増値税免税に関する管理弁法を明らかにした。これは国家税務総局が公布した2013年第52号(以下“52号公告”、詳細については10月9日発行のデロイト中国 Tax Analysis を参照)を適用する際のガイドラインとなるものである。

クロスボーダー課税サービスに関する増値税免税政策は、2012年9月1日から北京地域で増値税改革試験が開始される際に、既に明らかにされていた。しかしながら、国内の多くの他の省市と同様、具体的なガイドラインがないために、実務上、北京地域の納税者は免税の適用をほとんど受けられずにいた。9月に国家税務総局が全国で適用されるクロスボーダー課税サービスの増値税免税管理弁法(即ち、52号公告)を公布して以降、一部の省市(例えば、上海)では、52号公告の内容に基づいて地方性の実施細則が制定された。22号公告の公布は、北京地域の増値税改革試験におけるクロスボーダー課税サービスの免税も、規定に従って実行される段階に入ったことを示している。書類の届出などに関する要求が明らかになったことにより、北京地域の納税者は実際にクロスボーダー課税サービスに係る免税政策の適用を受けられるようになるであろう。

22号公告は2013年8月1日施行とされているが、2012年9月1日(北京地域での増値税改革試験の開始日)から22号公告の公布日までの間に提供されたクロスボーダー課税サービスについても、免税の規定に合致すれば、納税者は22号公告の要求に基づいて追加で届出手続を行うことにより、免税の適用を受けることができる。

22号公告のポイント

書類の提出に関する要求

- 22号公告では、免税届出の際に税務機関へ提出する書類に関して、詳細に規定している(必要書類リストは、当メモルの添付を参照)。
- 税務機関は納税者が提出した書類をレビューした後、当該届出を受理するか否か、あるいはその他の書類が必要であるか否かを記載した登記表を納税者に交付する。
- 国外企業にクロスボーダー課税サービスを提供する場合、納税者は当月に受領した営業額に関する情報(金額、支払者、銀行など)を記録し提出するため、月ごとに所定のフォームに記入しなければならない。当該フォームは税務機関の調査に備えて、納税者が保管する。

免税届出の追加手続

- 22号公告は税務機関に対し、納税者の2012年9月1日から22号公告の公布日までのクロスボーダー課税サービスに関する納税状況を整理するよう要求している。
- 上述の期間内に提供された免税政策に合致するクロスボーダー課税サービスについては、以下のように処理する。
 - ✓ 免税申告をまだ実施していない場合、納税者は22号公告の要求に基づき追加的に免税届出を行うことにより、免税の適用を受けることができる。過大納付税額は還付あるいは以後の納付税額との相殺を申請することができる。
 - ✓ 既に免税申告を行っている場合も、納税者は2014年3月31日までに22号公告の要求に基づき追加的に免税届出の手続を行う必要がある。3月31日までに届出手続を行わない場合、増値税を納付する必要が生じる。ただし、それ以降も、納税者は規定に基づき追加的に届出手続を行うことにより、免税の適用を受けることができる。

コメント

北京地域の納税者はクロスボーダー課税サービスの増値税改革試験における税務上の取扱を慎重に検討する必要がある。もし免税政策を適用しようとするならば、22号公告の要求に基づき、一連の書類を準備しなければならない。免税政策の適用に関する不明点については、税務機関とコミュニケーションをとるか、または専門家のアドバイスを受けることを検討すべきである。

免税規定に合致しないクロスボーダー課税サービスについては、仕入税額を控除できないことによる損失を回避するため、納税者は対応する仕入税額の控除証憑について適時に認証手続を行うようにすべきである。

付録:北京国家税務局2013 年第22号公告に関する免税届出書類リスト

増値税免税を適用するクロスボーダー課税サービス項目	必要書類
<p>1. 工事、鉱物資源が国外にある工事探査、調査サービス</p> <p>2. 会議展覧会地が国外にある会議展覧サービス(当該会議展覧会のために提供するアレンジサービスを含む)</p> <p>3. 保管地が国外にある倉庫保管サービス</p> <p>4. 目的物を国外で使用する有形動産リースサービス</p> <p>5. 国外で提供するラジオ、映画、テレビ番組(作品)の配給、放映サービス</p> <p>6. 国際(香港、マカオ、台湾を含む、以下同じ)運輸サービス(関連する経営許可証を取得していない場合)</p> <p>7. 簡易課税方式が適用される以下の課税サービス</p> <p>a. 国際運輸サービス</p> <p>b. 国外企業に提供する研究開発及び設計サービス(国内の不動産について提供する設計サービス含まない)</p> <p>8. 国外企業に提供する以下の課税サービス</p> <p>a. 技術譲渡サービス、技術コンサルティングサービス、契約エネルギー管理サービス(契約目的物が国内にある場合を含まない)、ソフトウェアサービス、回路設計及びテストサービス、情報システムサービス、業務プロセス管理サービス、商標著作権譲渡サービス、知的財産権サービス、物流補助サービス(倉庫管理サービスを含まない)、鑑定コンサルティングサービス(国内の不動産について提供する鑑定コンサルティングサービス及びサービスの提供時に貨物実体が国内にある鑑定コンサルティングサービスを含まない)、ラジオ、映画、テレビ番組(作品)の製作サービス、遠洋運輸の定期用船、航海用船サービス、航空運輸のウェットリースサービス</p> <p>b. 広告投入地が国外である広告サービス</p>	<p>1) クロスボーダー課税サービスの免税届出表</p> <p>2) クロスボーダー課税サービスの契約書(原本及びコピー)</p> <p>3) 役務提供地が国外であることを証明する資料(原本及びコピー)、これには下記を含む</p> <ul style="list-style-type: none"> - 役務の受入側が発行した、法定代表者(責任者)の署名あるいは企業印を有する、役務提供地が国外であることを証する証明書 - 人員を国外へ派遣し役務を提供する場合、公安出入境検査機関あるいは出入境管理機関が発行した、役務提供側の人員の役務提供期間における『出入境記録検索結果』の原本及びコピー <p>4) 実際に国際運輸業務が発生したことを証明する資料。即ち船荷証券(貨物運輸サービスの場合)、又は旅客運輸収入、旅客運輸量、出発地、到着地の状況を表す資料(旅客運輸サービスの場合)</p> <p>5) 受入側の所在地が国外であることを証明する資料、これは下記のいずれかである</p> <ul style="list-style-type: none"> - 受入側が国外で登録されていることを証する証明 - 第三者機関が発行する、受入側が国外にあることを証する証明書 <p>6) 北京市商務主管部門が発行する『技術輸出契約登記証』(原本及びコピー)</p> <p>注:</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1)及び2)は左欄の全ての項目に適用 ・ 3)は左欄の第1項から第5 項まで、及び第8(b)項にのみ適用 ・ 4)は左欄の第6項及び第7(a)項にのみ適用 ・ 5)は左欄の内、国外へ役務を提供する場合にのみ適用(例:第8項) ・ 6)は左欄の第7(b)項、第8(a)項における技術譲渡及び技術コンサルティングサービスにのみ適用

会計情報

「企業製品原価計算制度(試行)」の解説

～企業製品原価計算制度が2014年1月1日から適用～

1. はじめに

2013年8月付で財政部より公表された「企業製品原価計算制度(試行)」(以下、原価計算制度)を解説します。原価計算制度は、総則、製品原価計算対象、製品原価計算項目と範囲、製品原価の集計・配賦・振替、附則の5章から構成されています。原価計算制度は、製造業、農業、卸売小売業、建設業、不動産業、採鉱業、交通運輸業、情報通信業、ソフトウェア及び情報技術サービス業、文化業及びその他の業種の大中型企業に、2014年1月1日から適用されています。なお、企業製品原価計算制度は、金融保険業には適用されません。

本稿では、中国に進出している日系企業で一般的に見られる製造業、卸売小売業、建設業、ソフトウェア及び情報技術サービス業を中心に解説します。

但し、業種別に規定が設けられていますが、日本の「原価計算基準」のように原価計算について詳細な記述をしているものではありません。

2. 製品原価計算対象

製造業、卸売小売業、建設業、ソフトウェア及び情報技術サービス業の製品原価計算対象について、下表のとおり定められています。

製造業	<p>製品の種類、生産ロット、生産工程等により製品原価計算対象を確定します。</p> <p>(1) 大量大ロットで単一工程で生産される製品、或いは生産工程に関連する原価情報の提供が管理上要求されない場合、通常、製品の種類毎に原価計算対象を確定します。</p> <p>(2) 小ロット単品で生産される製品は、通常、ロット毎或いは製品毎に原価計算対象を確定します。</p> <p>(3) 複数工程連続加工製品で、かつ生産工程に関連する原価情報の提供が管理上要求される場合、通常、製品の種類(ロット)毎や生産工程毎に原価計算対象を確定します。</p> <p>製品の規格が多岐にわたる場合、製品の構造、消費する原材料や加工過程が類似している製品を適切に合わせて原価計算対象を確定することができます。</p>
卸売小売業	商品の種類、ロット、注文書、分類等により原価計算対象を確定します。

建設業	<p>通常、締結された契約毎に原価計算対象を確定します。</p> <p>1つの契約に複数資産の工事が含まれる場合、企業は企業会計準則に定められた契約分割の原則により、工事契約の原価計算対象を確定します。単独の、或いは複数の資産を工事するために一連の契約を締結している場合、契約結合の原則により、工事契約の製造原価対象を確定します。</p>
ソフトウェア及び 情報技術サービス業	<p>研究設計やソフトウェア開発等人件費の比重が比較的高い場合、通常、研究テーマ、引き受けた単独の契約プロジェクト、開発プロジェクト、技術サービス顧客等により製造原価対象を確定します。契約プロジェクトの規模が比較的大きい、開発期間が比較的最長の場合は、フェーズ別に原価計算対象を確定することができる</p>

3. 製品原価計算項目と範囲

製造業、卸売小売業、建設業、ソフトウェア及び情報技術サービス業の製品原価計算項目と範囲について、下表のとおり定められています。

製造業	直接材料費、燃料費・動力費、直接人件費、製造費用等の原価項目が設けられます。	
	直接材料費	製品そのものを構成する原材料費及び製品の形成に用いられる主要材料費及び補助材料費。
	燃料費・動力費	製品生産に直接使用される燃料費・動力費。
	直接人件費	製品生産に直接従事する作業員の給与賃金。
	製造費用	製品を生産するため、労務を提供するために発生する各種間接費用で、製造部門で発生する水道光熱費、減価償却費、償却費、管理人員の給与賃金、国家が規定する環境保護関連費用、季節要因や修理期間による生産停止損失等。
卸売小売業	仕入原価、関連税金費用、仕入諸掛等の原価項目が設けられます。	
	仕入原価	商品の購入代価。
	関連税金費用	商品の購入により発生した輸入関税、資源税、控除不能増値税等
	仕入諸掛	運送雑費、荷役費、保険料、倉庫保管費、整理費、合理的な損耗及びその他商品の購買原価に含めることができる費用。仕入諸掛が比較的少額である場合、発生時に当期の販売費用に直接計上することができます。

建設業	直接人件費、直接材料費、機械使用費、その他直接費用及び間接費用等の原価項目が設けられます。また、工事の一部を下請けに出す場合には、下請原価項目を設けることができます。	
	直接人件費	国家の規定により、工事の過程において建設据付工事に直接従事する作業員、及び施工現場における工程部材製作、材料運搬、配合等に直接従事する作業員に支払う給与賃金。
	直接材料費	施工の過程において消費する、工事対象物を構成する材料、構造部品、機械部品と工事のために使われるその他の材料や回転材料のリース料や償却費等。
	機械使用費	施工の過程において発生する、自己所有する工事機械を使用することにより発生する機械使用費、外部の工事機械を使用することにより発生するリース料及び規定に基づき支払う工事機械の導入撤去費用等。
	その他直接費用	施工の過程において発生する、材料運搬費、材料荷役保管費、燃料動力費、臨時施設償却費、生産工具用具使用費、検査試験費、工事測量確認費、工事監理費、現場整理費及び工事請負契約締結のために発生した出張旅費、入札費用等。
	間接費用	工事施工を組織・管理するために発生する費用。
	下請原価	国家の規定により下請業者を利用し、下請業者に支払う工事代金。
ソフトウェア及び 情報技術サービス業	直接人件費、外部購入ソフトウェア・サービス費、拠点賃借料、減価償却費、償却費、出張旅費、訓練費、下請原価、水道光熱費、事務費等の原価項目が設けられます。	
	直接人件費	ソフトウェア及び情報技術サービスに直接従事する従業員の給与賃金。
	外部購入ソフトウェア・サービス費	特定プロジェクトの開発のために外部から購入せざるをえない補助ソフトウェア或いはサービスにより発生する費用。
	拠点賃借料	ソフトウェア開発或いは情報技術サービスを提供するために賃借する拠点のために支払う費用等。
	下請原価	関連プロジェクトの一部をその他の企業に下請けに出すことにより支払う費用。

4. 製品原価の集計・配賦・振替

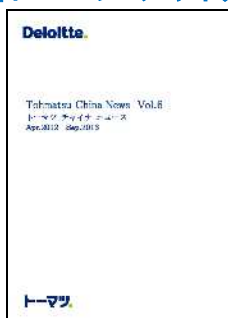
製造業、卸売小売業、建設業、ソフトウェア及び情報技術サービス業の製品原価の集計・配賦・振替について、下表のとおり定められています。

また、全業種に共通する留意事項として、生産経営の特徴に基づき正常生産能力を基礎として資源の消費パターンに応じた合理的な配賦基準を確定する必要があること、及び予定原価・標準原価・定額原価等をもって実際原価に代えることはできず、予定原価・標準原価・定額原価等を採用して直接材料費の計算を行っている場合には、消費された直接材料の予定原価等を期末に実際原価に調整する必要があること等が定められています。

<p>製造業</p>	<p>原価計算対象に直接計上できる直接材料費、直接人件費は、製造原価に直説計上する必要があるため、そうでなければ、合理的な配賦基準に基づき配賦する必要があります。</p> <p>外部から購入する燃料費、動力費は実際消費数量或いは合理的な配賦基準に基づき集計、配賦する必要があります。また、製造部門で生産に直接的に使用する燃料費、動力費は製造原価に直接計上します。製造部門で生産に間接的に使用する燃料費、動力費は製造費用に計上します。</p> <p>補助部門が製造部門のために労務と製品を提供することにより発生する費用は製造原価項目を参照して集計し、合理的な配賦基準により各原価計算対象の製造原価に計上する。補助部門間で相互に提供している労務コスト、作業コストは合理的な方法で相互に配賦します。相互に提供している労務コスト、作業コストが多くない場合には相互に配賦せず、補助部門以外の受益部門に直接配賦します。</p> <p>製造費用は、合理的な配賦基準、例えば機械稼働時間、人員作業時間、予定配賦率等により月次で各原価計算対象の製造原価に配賦します。</p> <p>季節性のある製造企業において生産停止期間に発生する製造費用は、稼働期間に合理的に配分し稼働期間に発生する製造費用とともに製品の製造原価に計上する必要があります。</p> <p>経営の特徴や条件に基づき、現代情報技術を利用し、原価計算対象に直接帰属させることができない原価について、活動基準原価計算法等を採用し製品原価を集計、配賦することができます。</p> <p>生産経営の特徴や連産品、副産品の技術要求に基づき、等価係数配分法、実際数量配分法、相対販売価格配分法等の合理的な方法により総合原価を配分する必要があります。</p> <p>払い出された材料原価は、材料の性質や流動状況、管理上の要求等に基づき、先入先出法、加重平均法、個別法等を採用して計算します。</p> <p>製品の生産における特徴や管理上の要求に基づき、原価計算期間に応じて原価を振替える必要があります。原材料消費量、完成品換算法、定額比例法、原材料控除法、加工進捗度法等の方法により、完成品と仕掛品の実際原価を確定するとともに、完成在庫製品の製品原価を在庫製品科目に振替えます。仕掛品の数量や金額が重要でない、或いは仕掛品の期首期末数量の変動が大きくない場合、仕掛品原価を計算しないこともできます。</p> <p>完成品や仕掛品の原価計算は、季節性のある製造企業等を除き、1ヶ月を原価計算期間とする必要があります。</p>
------------	--

卸売小売業	仕入原価、関連税金費用は、原価計算対象の原価に直接計上します。仕入諸掛は、経営管理上の特性を勘案し、合理的な方法により原価計算対象の原価に配賦することができます。また、商品の性質や流動状況、管理上の要求等に基づき、先入先出法、加重平均法、個別法、売価還元法等を採用して商品原価を振替えることができます。
建設業	関連費用が、ある特定の原価計算対象により負担される場合、その原価計算対象の原価として計上する必要があります。また、関連費用が、複数の原価計算対象によって共同で負担される場合、直接費用比率、定額比率、給与賃金比率等合理的な方法により原価計算対象の原価に配賦する必要があります。
ソフトウェア及び 情報技術サービス業	経営の特徴や条件に基づき、現代情報技術を利用し、活動基準原価計算法等を採用し製品原価を集計、配賦することができます。

出版物:トーマツ チャイナ ニュース バックナンバー集発刊のお知らせ
『トーマツ チャイナ ニュース Vol.6/Apr.2012-Sep.2013』



トーマツ チャイナ ニュースのバックナンバーを冊子に纏めた『トーマツ チャイナ ニュース Vol.6/Apr.2012-Sep.2013』を発刊いたしました。

是非、貴社の中国ビジネスにお役立てください。

B5判 全 245 頁/1,200 円(税込・送料別途)

※お届けは日本国内のみとなります。

私ども有限責任監査法人トーマツ本部中国室では、10 年以上にわたり中国政府当局から公布された法令通達類の日本語による紹介を中心に、毎月、中国の投資、会計、税務に関する最新情報、及び私どものメンバーファームであるデロイト中国から提供された現地情報等を掲載した“トーマツ チャイナ ニュース(Tohmatu China News)”を発行しております。

当該ニュースレターは、トーマツWeb サイトにてPDFファイル形式で掲載していますが、読者の皆様からのご要望により冊子でもご覧いただけるよう、バックナンバー集を発刊しており、この度第 6 版を発刊する運びとなりました。第 6 版となる『Tohmatu China News Vol.6 Apr.2012-Sep.2013』では、貿易決済やクロスボーダー人民元取引に関連する制度変更、社会保険法や労働契約法等の法改定、増徴税改革や PE 課税等の税務規定、小企業会計制度の導入や新企業会計準則の連載といった、重要情報を中心に、投資情報 16 本、税務情報 15 本、会計情報 25 本の全 56 本の記事を収録しています。

本書が、中国への進出を検討されている或いは中国子会社を管理される日本本社の皆様および現地日系企業で活躍されている皆様の実務対応の一助となれば幸いです。

【ご購入方法】トーマツ Web サイト『トーマツ チャイナ ニュース Vol.6』 <http://www.tohmatu.com/tcn/book> のページにある、「問い合わせフォーム」よりお申し込みいただくか、本ページをプリントアウトし必要事項を記載の上、FAX にてお申し込みください。

購入申込書

有限責任監査法人トーマツ 中国室 行き

お申込みFAX ⇒ 03-6213-1045 お問合せ電話 ⇒ 03-6213-1075

「トーマツ チャイナ ニュース Vol.6」 [] 冊を申込みます。

お申込み	お届け先
貴社名:	住所: 〒
部署名:
ご芳名:
TEL : ()	TEL : ()

* 海外への発送は致しかねますので、予めご了承ください。

中国業務に関する主なお問合せ先

有限責任監査法人トーマツ

本部中国室

〒100-0005 千代田区丸の内 3-3-1 新東京ビル
Tel:03-6213-1075 / Fax:03-6213-1045
(中国室) 三浦 智志 / 伊集院 邦光 / 中村 剛 / 鄭 林根 / 古谷 純子 / 西村 美香 / 齊藤 友貴

名古屋事務所

〒450-8530 名古屋市中村区名駅 3-13-5
名古屋ダイヤビルディング3号館
Tel:052-565-5511 / Fax:052-565-5548
高橋 寿佳 / 前田 勝己

福岡事務所

〒810-0001 福岡市中央区天神 1-4-2 エルガーラ
Tel:092-751-0931 / Fax:092-751-1035
只隈 洋一

税理士法人トーマツ

東京事務所

〒100-8305 千代田区丸の内 3-3-1 新東京ビル
Tel:03-6213-3800 / Fax:03-6213-3801
大久保 恵美子 / 安田 和子 / 酒井 晶子

デロイト トーマツ コンサルティング株式会社

〒100-8305 千代田区丸の内 3-3-1 新東京ビル
Tel:03-5220-8600 / Fax:03-5220-8601
野村 修一 / 河原崎 研郎

デロイト中国各拠点案内

上海事務所

30/F, Bund Center, 222 Yan An Road East, Shanghai, 2,00002 P.R.C.
Tel:+86-21-6141-8888 / Fax:+86-21-6335,0003
大久保 孝一 / 上田 博規 / 渡邊 崇 / 植木 拓磨 / 大庭 隆啓
原 国太郎 / 板谷 圭一 / 川島 智之

大連事務所

Room 1503 Senmao Building
147 Zhongshan Road, Xigang Deistrict, Dalian, 116011 P.R.C.
Tel:+86-411-8371-2888 / Fax:+86-411-8360-3297
田中 昭仁

広州事務所

26/F, Teem Tower, 208 Tianhe Road, Guangzhou,
510620 P.R.C.
Tel:+86-20-8396-9228 / Fax:+86-20-3888-1119
滝野 恭司

蘇州事務所

Suite908, Century Financial Tower, 1 Suhua Road,
Industrial Park, Suzhou, 215021 P.R.C
Tel:+86-512-6762-1238 / Fax:+86-512-6762-3338
滝川 裕介

ハルビン事務所

Room 1618, Development Zone Mansion 368 Changjiang Road
Nangang District Harbin 150090, PRC
Tel:+86-451-8586-0060/ Fax: +86-451-8586-0056

重慶事務所

Room 10-12, 13/F International Trade Center Chongqing
38 Qing Nian Road, Yu Zhong District, Chongqing
400010 P.R.C
Tel:+86-23-6310- 6206/ Fax:+ 86-23-6310-6170

杭州事務所

Room 605, Partition A, EAC Corporate Office, 18 Jiaogong Road
Hangzhou, 310013, PRC
Tel:+86-571- 2811-1900 / Fax:+86-571-2811-1904

廈門事務所

Unit E, 26/F International Plaza, 8 Lujiang Road, Siming District
Xiamen, 361001, PRC
Tel:+86-592-2107-298 / Fax:+ 86-592-2107-259

大阪事務所

〒541-0042 大阪市中央区今橋 4-1-1 淀屋橋三井ビルディング
Tel:06-4560-6031 / Fax:06-4560-6039
横山 誠二 / 藤川 伸貴 / 上村 哲也 / 粟野 清仁
谷口 直之(ERS)

デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー株式会社

〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3-3-1 新東京ビル
TEL:03-6213-1180 FAX:03-6213-1085
田中 耕一郎 / 林 和彦

北京事務所

8/F Office Tower W2, The Tower, Oriental Plaza,
1 East Chang An Avenue, Beijing, 100738 P.R.C.
Tel:+86-10-8520-7788 / Fax:+86-10-8518-1218
原井 武志 / 松原 寛 / 浦野 卓矢

天津事務所

30/F The Exchange North Tower No.1
189 Nanjing Road, Heping District, Tianjin, 300051 P.R.C.
Tel:+86-22-2320-6688 / Fax:+86-22-2320-6699
濱中 愛 / 梨子本 暢貴

深セン事務所

13/F China Resources Building, 5001 Shennan Road East,
Shenzhen, 518010 P.R.C.
Tel:+86-755-8246-3255 / Fax:+86-755-8246-3222
大塚 武司

香港事務所

35/F One Pacific Place, 88 Queensway, Hong Kong
Tel:+852-2852-1600 / Fax:+852-2542-4597
アジア パシフィック クラスターリーダー 中川 正行
松山 明広 / 杉原 伸太郎 / 小川 康弘

濟南事務所

Unit 1018, 10/F, Tower A, Citic Plaza, 150 Luo Yuan Street,
Jinan 250011, PRC
Tel:+86-531-8518-1058/ Fax:+ 86-531-8518-1068

南京事務所

Room B, 11th Floor Golden Eagle Plaza
89 Hanzhong Road Nanjing 210029, PRC
Tel:+ 86-25-5790 -8880/ Fax:+86-25-8691-8776

武漢事務所

Unit 2, 38/F New World International Trade Tower
568 Jianshe Avenue, Wuhan, 430022, PRC
Tel:+ 86-27-8526-6618/ Fax:+86-27-8526-7032

マカオ事務所

19/F The Macau Square, Apartment H-N
43-53A Av. do. Infante D. Henrique
Macau, PRC
Tel:+853-2871-2998 / Fax:+ 853-2871-3033

執筆: 有限責任監査法人トーマツ 中国室、執筆協力: デロイト中国、税理士法人トーマツほか

トーマツグループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそれらの関係会社(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング株式会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー株式会社および税理士法人トーマツを含む)の総称です。トーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各社がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 7,100 名の専門家(公認会計士、税理士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はトーマツグループ Web サイト (www.tohmatsu.com) をご覧ください。

Deloitte (デロイト)は、監査、税務、コンサルティングおよびファイナンシャル アドバイザーサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 カ国を超えるメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 200,000 人におよぶ人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte (デロイト)とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)およびそのネットワーク組織を構成するメンバーファームのひとつ或いは複数を指します。デロイト トウシュ トーマツ リミテッドおよび各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。その法的な構成についての詳細は www.tohmatsu.com/deloitte/ をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。